

○川口市子ども医療費の支給に関する条例施行規則

昭和48年7月1日

規則第22号

改正 昭和48年12月25日規則第39号

昭和52年3月30日規則第20号

昭和53年8月26日規則第65号

昭和56年6月30日規則第28号

昭和57年3月31日規則第25号

平成元年1月8日規則第1号

平成5年3月31日規則第7号

(題名改称)

平成6年12月6日規則第57号

平成8年3月29日規則第15号

平成10年3月31日規則第44号

平成10年6月26日規則第65号

平成10年12月21日規則第86号

平成11年10月8日規則第56号

平成12年12月27日規則第97号

平成13年4月26日規則第64号

平成13年9月27日規則第77号

平成13年12月28日規則第93号

平成19年3月30日規則第43号

平成21年3月31日規則第22号

(題名改称)

平成22年3月30日規則第18号

平成23年10月5日規則第64号

平成24年9月13日規則第69号

平成25年3月29日規則第25号

平成26年9月26日規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成5規則7・平成21規則22・平成23規則64・一部改正)

(登録を行う保護者)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める保護者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 父又は母が保護者である場合 当該父又は母
- (2) 父及び母が保護者でない場合 保護者のうち子どもの生計を維持する程度の高い者として市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、子どもの家庭事情等に特別の事情がある場合にあっては、市長が認める保護者を医療費の支給を受けることができる保護者とすることができる。

(平成24規則69・全改)

(乳幼児の登録申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による申請は、様式第1号の申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 乳幼児が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は健康保険法（大正11年法律第70号）その他これに類する法律（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者であることを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類の内容及び状況を公簿等により確認することができるときは、これらの書類の添付を省略することができる。

(平成24規則69・追加)

(乳幼児の受給資格証)

第4条 条例第4条第2項に規定する受給資格証は、様式第2号のとおりとする。

(昭和57規則25・平成5規則7・一部改正、平成24規則69・旧第3条繰下・一部改正)

(児童の登録申請)

第5条 条例第5条第1項の規定による申請（以下「登録申請」という。）は、当該申請の日（第7条各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日）から同日以後最初に到来する9月30日までの期間に係る登録について、様式第3号の申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 児童が国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法に定める被扶養者であることを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類の内容及び状況を公簿等により確認することができるときは、これらの書類の添付を省略することができる。

(平成24規則69・追加、平成25規則25・平成26規則54・一部改正)

(児童の受給資格証)

第6条 条例第5条第2項に規定する受給資格証は、様式第2号のとおりとする。

(平成24規則69・追加)

(児童の受給資格の始期の特例)

第7条 条例第5条第3項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、その受給資格の始期は、当該場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 現に児童に係る受給資格証の交付を受けている者が、市長が別に定める期間において当該児童に係る当該受給資格証の登録期間の翌期間の登録申請をした場合 当該登録申請をした日後最初に到来する10月1日

(2) 新たに児童となる者について、当該児童となる日前において市長が別に定める期間に登録申請をした場合 当該登録申請をした日後最初に到来する4月1日

(3) 他の市町村から転入した児童について、当該児童の転入の日後15日以内に登録申請をした場合 当該転入の日

(4) 条例第3条各号に該当する児童が当該各号に該当しなくなったことにより当該児童に係る医療費の支給を受けることができることとなった者が、当該該当しなくなった日後15日以内に当該児童に係る登録申請をした場合 当該該

当しなくなった日

- (5) 災害その他やむを得ない理由により登録申請をすることができなかった者が、当該理由がやんだ後15日以内に登録申請をした場合 当該やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日（前各号に規定する登録申請を、やむを得ない理由によりそれぞれ各号に規定する期間にすることができなかった場合にあっては、当該各号に定める日）

（平成24規則69・追加）

（徴収金）

第8条 条例第6条に規定する規則で定める市税その他の市の徴収金は、次に掲げるものをいう。

- (1) 川口市税条例（昭和29年条例第11号）の規定により市が課する市民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税
- (2) 川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）の規定により市が課する国民健康保険税
- (3) 川口市立幼稚園保育料徴収条例（昭和31年条例第7号）の規定により市が徴収する保育料
- (4) 川口市放課後児童クラブ条例（昭和41年条例第12号）の規定により市が徴収する利用料
- (5) 川口市立保育所設置及び管理条例（昭和51年条例第12号）の規定により市が徴収する保育料及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項の規定により市が徴収する費用
- (6) 川口市学校給食条例（平成22年条例第42号）の規定により市が徴収する学校給食費

（平成26規則54・全改、平成27規則32・一部改正）

（医療費の支給制限を受ける場合）

第9条 条例第6条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しない場合とする。

- (1) 登録申請を行う保護者（以下「登録申請保護者」という。）及びその配偶者が、条例第6条の規定により医療費の支給を受けようとする日において納付し、

又は納入すべき前条第1号、第2号及び第5号に規定する徴収金につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項から第3項までの規定によりその徴収を猶予され、若しくは同法第15条の5第1項の規定により滞納処分による財産の換価を猶予され、又は同法第15条の7第1項の規定により滞納処分の執行を停止されているとき。

- (2) 登録申請保護者又はその配偶者のうち前条に規定する徴収金を滞納しているものが、負傷、疾病、障害その他やむを得ない理由により就労することが困難となり、その者の収入が著しく減少したと市長が認めるとき。
- (3) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、登録申請保護者又はその配偶者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたとき。
- (4) 登録申請保護者又はその配偶者のうち医療費の支給を受けようとする日の属する年の前年（1月から9月までの間の支給を受けようとする場合にあつては、前々年）の所得の額が高いもの（登録申請保護者及びその配偶者の所得の額が同額である場合にあつては、そのいずれかの者）の所得が、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額未満であるとき。

ア 所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該登録申請保護者又はその配偶者の扶養親族等でない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で当該登録申請保護者又はその配偶者が当該所得のあつた年の12月31日において生計を維持したもの（以下「被生計維持者」という。）がないとき 6,220,000円

イ 扶養親族等又は被生計維持者があるとき 6,220,000円に当該扶養親族等及び被生計維持者1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき440,000円）を加

算した額

(平成26規則54・追加)

(支給制限に係る所得の範囲)

第10条 前条第4号に規定する所得の範囲は、医療費の支給を受けようとする日の属する年の前年（その日が1月から9月までの間にある場合にあっては、その日の属する年の前々年）の所得のうち、地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(平成25規則25・追加、平成26規則54・旧第9条繰下・一部改正)

(支給制限に係る所得の額の計算方法)

第11条 第9条第4号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から80,000円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- (2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除 その控除の対象となった障害者1人につき270,000円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）

(3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除 270,000円
(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、350,000円)

(4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除 270,000円
(平成25規則25・追加、平成26規則54・旧第10条繰下・一部改正)

(受給資格証の提示)

第12条 受給資格の登録を受けた者（以下「資格登録者」という。）は、その保護する子どもが病院、診療所、薬局その他の者（以下「医療機関等」という。）において、診療、薬剤の支給若しくは手当を受けようとするとき、又は訪問看護事業者により行われる訪問看護を受けようとするときは、受給資格証を提示しなければならない。

(平成5規則7・平成19規則43・平成21規則22・一部改正、平成24規則69・旧第4条繰下・一部改正、平成25規則25・旧第8条繰下)

(申請の手続)

第13条 条例第7条第1項の申請は、様式第4号の申請書に、医療機関等又は訪問看護事業者に支払った医療費（訪問看護を受けた場合にあつては、訪問看護事業者に支払った額をいう。以下同じ。）についての証明を受け、市長に提出して行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、医療機関等又は訪問看護事業者の発行する領収書を同項の申請書に添付することをもって同項の医療費についての証明に代えることができる。

3 市長は、第1項の規定により申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者又は医療機関等若しくは訪問看護事業者に対し、関係書類の提出を求めることができる。

(平成10規則44・全改、平成10規則86・平成19規則43・平成21規則22・一部改正、平成24規則69・旧第5条繰下・一部改正、平成25規則25・旧第9条繰下)

(決定通知)

第14条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、支給の額を決定の上当該申請をした者に通知するものとする。

(平成8規則15・平成10規則86・平成19規則43・平成21規則22・一部改正、平成24規則69・旧第6条繰下・一部改正、平成25規則25・旧第10条繰下)

(支給の時期等)

第15条 市長は、条例第7条第1項の申請があった日の属する月の翌月の末日まで(国民健康保険法第57条の2第1項に規定する高額療養費の支給の対象となるものについては翌々月の末日まで)に、医療費を当該申請をした者(次項において「申請者」という。)に支給するものとする。

2 前項の場合において、申請者の死亡等により支給することができないときは、市長が定める者に支給する。

(平成8規則15・平成10規則86・平成11規則56・平成19規則43・平成21規則22・一部改正、平成24規則69・旧第7条繰下・一部改正、平成25規則25・旧第11条繰下)

(変更の届出)

第16条 条例第8条の規定による届出は、様式第5号の届出書を提出することにより行うものとする。

(平成24規則69・追加、平成25規則25・旧第12条繰下)

(受給資格証の再交付)

第17条 資格登録者は、受給資格証を破損し、又は亡失したときは、様式第6号の申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(昭和57規則25・平成5規則7・平成19規則43・平成21規則22・一部改正、平成24規則69・旧第9条繰下、平成25規則25・旧第13条繰下)

(受給資格証の返還)

第18条 資格登録者が、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格証を市長に返還しなければならない。

(昭和 5 7 規則 2 5 ・ 平成 2 1 規則 2 2 ・ 一部改正、平成 2 4 規則 6 9 ・
旧第 1 0 条繰下、平成 2 5 規則 2 5 ・ 旧第 1 4 条繰下)

(その他)

第 1 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平成 2 4 規則 6 9 ・ 追加、平成 2 5 規則 2 5 ・ 旧第 1 5 条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 4 8 年 1 2 月 2 5 日規則第 3 9 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 4 8 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 5 2 年 3 月 3 0 日規則第 2 0 号)

この規則は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 3 年 8 月 2 6 日規則第 6 5 号)

この規則は、昭和 5 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 6 年 6 月 3 0 日規則第 2 8 号)

この規則は、昭和 5 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 7 年 3 月 3 1 日規則第 2 5 号)

この規則は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 1 月 8 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 5 年 3 月 3 1 日規則第 7 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市乳児医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。

(川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正)

3 川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則 (平成 4 年規則第 3 4 号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 6 年 1 2 月 6 日規則第 5 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 2 9 日規則第 1 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。

附 則（平成 1 0 年 3 月 3 1 日規則第 4 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。

附 則（平成 1 0 年 6 月 2 6 日規則第 6 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間使用できるものとする。

附 則（平成 1 0 年 1 2 月 2 1 日規則第 8 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 1 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市乳幼児医療費の支給に関

する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間使用できるものとする。

附 則（平成11年10月8日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月27日規則第97号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

（経過措置）

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則、川口市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則及び川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間使用できるものとする。

附 則（平成13年4月26日規則第64号）

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成13年9月27日規則第77号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成13年12月28日規則第93号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整を加え使用できるものとする。

附 則（平成19年3月30日規則第43号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 22 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日規則第 18 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市子ども医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用できるものとする。

附 則（平成 23 年 10 月 5 日規則第 64 号）

この規則は、平成 23 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 13 日規則第 69 号）

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 25 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

（施行前の準備）

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市子ども医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用できるものとする。

附 則（平成 26 年 9 月 26 日規則第 54 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日規則第 32 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

子ども（乳幼児）医療費受給資格登録申請書兼登録台帳

（あて先）川口市長

提出年月日 年 月 日

受給者番号

受給資格者	フリガナ			性別	保護者生年月日							
	氏名	(印)		男・女	年 月 日							
	住所											
	乳幼児との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	電話番号	— —								
		<input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他 ()	携帯電話番号	— —								
振込先	銀行 信用金庫 農協			(カタカナで記入) 名義								
	本店 支店 出張所						店番号	口座番号				
乳幼児	フリガナ			性別	乳幼児生年月日							
	氏名			男・女	年 月 日							
	転入日	無 / 有 → 年 月 日 転入 (再)										
	加入医療保険	保険者名称	<input type="checkbox"/> 国民健康保険	保険者番号→右詰めで記入								
			<input type="checkbox"/> 全国健康保険協会 <input type="checkbox"/> 健康保険組合 <input type="checkbox"/> 共済組合 <input type="checkbox"/> その他	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>								
世帯主・被保険者・組合員の氏名												
記号				番号								
資格取得 年 月 日から加入												

※振込名義は、上記の登録保護者本人の名義で、普通口座に限ります。

様式第2号

㊦ 子ども医療費受給資格証									
負担番号	8	1	1	1	0	0	3	3	
受給者番号									
受給資格者	住所								
	氏名								
子ども	氏名								
	生年月日	年	月	日	男・女				
有効期間	通院	年	月	日	から				
		年	月	日	まで				
有効期間	入院	年	月	日	から				
		年	月	日	まで				
年 月 日									
川口市長 印									

注 意 事 項

- 1 この証は、医療費について本人負担分の一部の支給を受けることができる証ですから大切に保管してください。
- 2 この証は、診療等を受けるときに保険証と一緒に病院等に提示してください。
- 3 市内の病院、診療所、歯科、保険調剤薬局で診療等を受けるときは、保険の本人負担分について支払う必要はありません。
ただし、市内の病院等であっても、保険の本人負担分が月円以上（医療機関・通院入院別）の場合、その他の診療機関（接骨院・鍼灸院等）で受診するときは、先に本人負担分の全額を支払い、医療費支給申請書を記入の上、各医療機関等に提出してください。
- 4 市外の医療機関等で受診するときは、先に本人負担分の全額を支払い、医療費支給申請書の所定の項目に証明を受けるか、所定の内容のわかる領収書（患者氏名・診療年月・保険診療総点数の記載のあるもの）を添付して、市役所に提出してください。
- 5 通常診療時間外（夜間診療など）に受診したときは、窓口払いが必要となる場合があります。
- 6 その他保険外診療（選定療養等）については窓口払いが必要となります。
- 7 氏名、住所、加入医療保険等に変更があったときは、変更の届出が必要です。
- 8 この証を破損し、又は紛失したときは、で再交付を受けてください。
- 9 市外への転出、有効期間の経過、生活保護受給等で資格がなくなったときは使用することができません。この証をにお返しください。
- 10 資格がなくなった後もこの証を使用して診療等を受けたとき、不正の行為により医療費の支給を受けたとき、又は他の医療給付事業により給付を受けたときは、支給を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。
問い合わせ先

様式第3号(1)

子ども(児童)医療費受給資格登録申請書

(あて先) 川口市長

次のとおり申請します。また、子ども医療費の支給に当たり必要があるときは、次の①及び②について同意します。

- ① 所得の状況及び市民税等の滞納の有無について公簿等により確認すること。
- ② 高額療養費、付加給付金の決定に関する情報について加入保険者に照会・調査依頼すること。

		提出年月日		年 月 日				
受給資格者	フリガナ			性別	生年月日	配偶者		
	氏名	㊦		男・女	年 月 日	有・無		
	住所			電話番号 () 携帯電話番号 ()				
	振込先	銀行 信用金庫 農協	(カタカナで記入) 名義		店番号	口座番号		
		本店 支店 出張所						
配偶者	フリガナ			生年月日	住所			
	氏名	上記①②の事項について同意します。 ㊦		年 月 日	※受給資格者と別住所の場合のみ記入			
児童 (小・中学生のみ)	加入医療保険	別添加入健康保険証の写しのとおり。 (対象児童全員の健康保険証の写しを添付してください。)						
	転入日	無 / 有 → 年 月 日 転入(再)						
	氏名(フリガナ)	性別	続柄	生年月日	加入医療保険の資格取得日	同別居	児童の住所 ※別居の場合のみ	受給者番号
		男・女		年 月 日	年 月 日 から加入	同居・別居		
		男・女		年 月 日	年 月 日 から加入	同居・別居		
		男・女		年 月 日	年 月 日 から加入	同居・別居		
		男・女		年 月 日	年 月 日 から加入	同居・別居		

※振込名義は、上記の受給資格者本人の名義で、普通口座に限ります。

様式第3号(2)

(表)

子ども(児童)医療費受給資格登録申請書

(あて先) 川口市長

次のとおり申請します。また、子ども医療費の支給に当たり必要があるときは、次の①及び②について同意します。

- ① 所得の状況及び市民税等の滞納の有無について公簿等により確認すること。
- ② 高額療養費、付加給付金の決定に関する情報について加入保険者に照会・調査依頼すること。

受給資格者	提出年月日	年 月 日			振 込 先 ※受給資格者本人の名義で、普通口座に限ります。		
	フリガナ				銀 行		
	氏 名	④			信用金庫		本 店
					農 協		支 店
	住 所	電 話 番 号 () 携 帯 電 話 番 号 ()			店 番 号		口 座 番 号
性 別	男・女	生年月日	・ ・	配偶者	有・無	名義(カタカナで記入)	
配偶者	フリガナ	上記①②の事項について同意します。		生年月日	・ ・	住所	※受給資格者と別住所の場合のみ記入
	氏 名	性別	続柄	生年月日	同居 別居	住 所 ※受給資格者と別住所の場合のみ記入	
児童(小・中学生のみ)		男・女		・ ・	同居 別居		
		男・女		・ ・	同居 別居		
		男・女		・ ・	同居 別居		
		男・女		・ ・	同居 別居		
		男・女		・ ・	同居 別居		

(裏)

加入医療保険	下欄に添付の健康保険証の写しのとおり。 (対象児童全員の健康保険証の写しを添付してください。)

受付日 年 月 日

申請者記入欄

受付No.

医療費支給申請書

(あて先)川口市長

住 所 川口市.....
 申請者(受給資格者) 氏 名.....
 電話番号 ()

受給者 (医療を受けたひと)	フリガナ	使用した保険証	記号・番号 (被保険者番号)
	氏 名		被保険者等の氏名
	生年月日	年 月 日		保険者番号
申請する診療年月		年 月分		[保険者の名称] <input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 全国健康保険協会 <input type="checkbox"/> 健康保険組合 <input type="checkbox"/> 共済組合	

医療機関等記入欄

上記受給者の支給対象医療費について、次のとおり証明します。

年 月分	0 外来 (調剤)	保険診療(調剤)総点数	保険診療一部負担金額
診療実日数	1 入院	(ただし、入院時食事療養費は含まない。※保険適用外は記入しないでください。)	
日		点	円
公費負担点数 結核・更生・育成・精神・特定点		処方元医療機関名 (院外薬局の方は記入してください。)	高額限度額証 非課税・一般・上位
年 月 日			
医療機関等の 所在地..... 名 称..... 氏 名..... (印)			

※申請者(受給資格者)の方へ

- ・申請者記入欄にもれなく記入し、医療機関等で証明を受けて市役所に提出してください。
(医療機関等の指定する期間に証明を受けない場合は、証明が受けられなくなることがあります。)
- ・申請書は、医療機関等、診療月、入院、外来ごとに、それぞれ別に作成してください。
- ・保険の使えないものは対象外です。(健診、予防注射、容器代、室料差額、証明書料等)
- ・保険から支払われる高額療養費、付加給付金等は除いて支給されます。

※医療機関等の方へ

- ・レセプトごとにそれぞれ別の用紙を使用してください。
- ・接骨・整骨院等、医療費を点数化できないときは、保険診療(調剤)総点数欄は記入しないでください。
- ・公費負担点数欄には、支給の対象となる公費負担に相当する保険点数を記入してください。

----- 担当課処理欄 -----

様式第 6 号

子ども医療費受給資格証再交付申請書

受給資格者	氏名		生年月日	年 月 日生	男・女	
	住所				子どもとの続柄	
子ども	氏名		生年月日	年 月 日生	男・女	
	住所					
	加入医療保険	番号				
		名称				
所在地						
<p>受給資格証を破損したため再交付を申請します。</p> <p>(あて先) 川口市長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">住所 川口市.....</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p>						

※ 資格証番号

--	--	--	--	--	--	--	--

様式第 1 号

(平成 2 3 規則 6 4 ・ 全改、平成 2 4 規則 6 9 ・ 一部改正)

様式第 2 号

(平成 2 4 規則 6 9 ・ 全改)

様式第 3 号(1)

(平成 2 4 規則 6 9 ・ 追加、平成 2 5 規則 2 5 ・ 一部改正)

様式第 3 号(2)

(平成 2 4 規則 6 9 ・ 追加、平成 2 5 規則 2 5 ・ 一部改正)

様式第 4 号

(平成 2 2 規則 1 8 ・ 全改、平成 2 4 規則 6 9 ・ 旧様式第 3 号繰下 ・ 一部
改正)

様式第 5 号

(平成 2 3 規則 6 4 ・ 全改、平成 2 4 規則 6 9 ・ 一部改正)

様式第 6 号

(平成 2 5 規則 2 5 ・ 全改)